

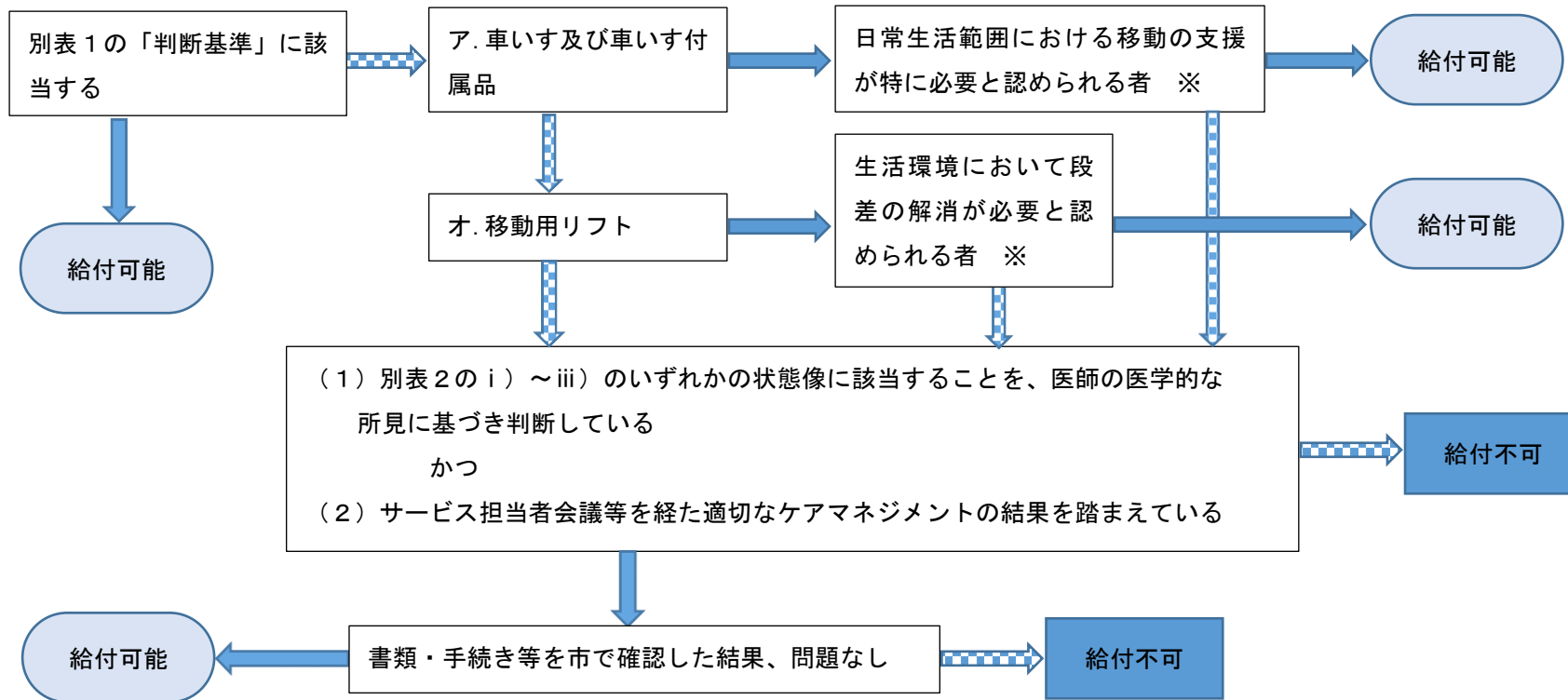
軽度者に対する福祉用具貸与について（フローチャート）

ア. 車いす及び車いす付属品 イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器 エ. 認知症老人徘徊感知機器 オ. 移動用リフト
カ. 自動排泄処理装置

判断手順

YES : 

NO : 



※ 主治医から得た情報及び福祉用具専門員のほか適切な助言が可能な人が参加するサービス担当者会議等を通じ、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。